

2016 年 10 月 24 日

産業政策としての知的財産政策

一橋大学教授 相澤英孝

1. 経済の制度的基盤としての知的財産

第 4 次産業革命と呼ばれる今後の発展の基礎として、その成果を保護する知的財産の重要性を認識しなければならない。財産権は近代社会の成長の礎であり、財産権としての知的財産は、21 世紀の社会の基礎となる。21 世紀に、日本が成長を続けるためには、その制度の実効性を確保しなければならない。

2. 財産としての知的財産

日本では、知的財産が財産権として価値のあるものとの認識が十分とはいえない。そのため、大学が技術開発を行ったとしても、その成果が十分に保護されていないことから、収益をあげるものとはなっていない。また、ベンチャーを含む中小企業も、知的財産が十分に保護されていないことから、知的財産により金融を受けることもできない。

知的財産の価値が評価されるためには、その実効性を確保しなければならない。それには、権利行使により財産権としての十分な価値が認められなければならないし、取引により、十分な対価が得られるようにしなければならない。

3. 差別化による企業の発展

企業の発展は、国家の経済の発展へと繋がる。企業の発展のためには、製品やサービスの差別化による付加価値を実現できる財産制度が必要である。その付加価値の実現を担保するのが知的財産である。知的財産によって、21 世紀の企業として、成長を遂げることができる。

4. 日本の課題

日本では、知的財産の弊害が強調され、その権利の実現については、米国に遥か遅れた状況にある。米国経済発展の基礎には、差別化を基礎とする企業の成長があることを忘れてはならない。

日本の発展のために、米国の議論が錯綜しかかっている今こそ、制度を充実させて、少しでも追いつく機会である。TPP では、知的財産は重要な財産として認識され、これからの国際的な制度の充実の基礎となるものである。その国際的な流れを加速するためにも、日本でも実効性のある制度構築が望まれている。